

地方公営企業繰出基準について

(出典：平成 22 年度の地方公営企業繰出金について(総財公第 44 号平成 22 年 4 月 23 日総務副大臣通知))

項 目	繰 出 し の 基 準	中期計画期間 中の交付予定 項目	
		市立 病院	京北 病院
病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費及び企業債元利償還金等の 2 分の 1 ※ 平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等については 3 分の 2	○	○
へき地医療の確保に要する経費	へき地診療所等への応援医師や訪問看護等の実施に係る収支差額 など		○
不採算地区病院の運営に要する経費	直近の国勢調査における人口集中地区以外の地域に所在する病院等の運営に係る収支差額		○
結核医療に要する経費	結核医療の実施に係る収支差額		
精神医療に要する経費	精神医療の実施に係る収支差額		
感染症医療に要する経費	感染症医療の実施に係る収支差額	○	
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に係る収支差額	○	○
周産期医療に要する経費	周産期医療の実施に係る収支差額	○	
小児医療に要する経費	小児医療（小児救急医療を除く。）の実施に係る収支差額	○	
救急医療の確保に要する経費	ア 救急告示病院等における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費 イ 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う施設の整備に要する経費 ウ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等の備蓄に要する経費	○	○
高度医療に要する経費	不採算であっても、公立病院として行わなければならない高度医療の実施に係る収支差額	○	
公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	公立病院附属看護師養成所における看護師の養成に係る収支差額	○	

院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に係る収支差額	○	
公立病院附属診療所の運営に要する経費	公立病院附属診療所の運営に係る収支差額		
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等の、本市保健衛生施策として行う事務に係る収支差額	○	

経営基盤強化対策に要する経費			
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	○	○
病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修に要する経費の2分の1	○	○
保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1	○	○
病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部		
公立病院改革プランに要する経費	① 改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費 ② 公立病院の再編等の実施に伴い必要となる施設の除却等に係る収支差額 ③ 病院の再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立等により、経営基盤を強化し、健全な経営を確保することに対する出資に要する経費 ④ 公立病院等の再編等を行うことに伴い、新たに必要となる建設改良に対する出資に要する経費 ⑤ 公立病院特例債に係る元利償還金		
医師確保対策に要する経費	国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う、公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善の実施に係る収支差額		
地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度における経常収支が赤字であるもの イ 繰出しの基準額は、上記事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（上記赤字額が限度）		

